



令和元年8月 発行

〒783-0055

高知県南国市双葉台 7 番地 1

一般社団法人高知県森林整備公社

TEL (088) 862-4180

FAX (088) 862-4181

e-mail [kssk@kochissk.jp](mailto:kssk@kochissk.jp)

URL <http://kochissk.jp/>

## ■ 経 営 方 針

公社は、森林資源の保続培養と森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、計画的な森林整備を通じて、山村における就労機会の創出や林業事業体の育成など、山村経済の振興への貢献に取り組んできました。

しかし、木材需要の低迷や木材価格の下落など、森林・林業を取り巻く厳しい環境は相変わらず非常に厳しい状況が続いているです。

このような中、平成29年2月に策定した「第11期経営計画（経営改善実行計画）」に基づき、なお一層の経費節減に努めるとともに、所有者の皆様にも分収割合の見直しのご協力をいただきながら、民間事業体への管理委託の推進や、非経済林の契約解除など経営の安定確保に取り組んでおります。

今後も経営改革を積極的に進めながら、本格的な主伐期に向け、計画的・安定的な木材生産を行うことにより、県内の林業・木材産業に貢献してまいります。また、収益性を重視した事業展開を行い、単年度ごとの事業活動収支の黒字を継続するとともに、借入金に依存しない長期的な経営収支の改善も取り組んでまいります。

## ■ 新理事長からごあいさつ

令和元年6月14日の通常社員総会並びに理事会において、理事長に選定されました久武でございます。

さて、当公社は昭和36年に設立され、これまでに約15,000ヘクタールの森林を造成してまいりました。設立当時は高度経済成長の真っただ中で、建設資材の不足とともに木材価格も上昇していたことから拡大造林が推進され、当公社も森林整備の一翼を担ってまいりました。

しかし、森林資源が成熟期を迎えた近年、木材価格は下落、長期低迷していることから、林業の採算性は悪化、林業労働力も減少し、間伐などの手入れが行われない放置森林が増加し、社会問題化しています。

このような課題に対応する為に、国・都道府県・市町村が連携をする新たな森林管理システムが制定され、雨水を蓄え水源をかん養、地球温暖化を防止、豪雨による土砂災害の防止など、森林の様々な公益的機能を維持する森林経営管理制度における、森林環境税や森林環境贈与税を活用した取組も始まったところです。

当公社といたしましても森林・林業を取り巻く環境が大きく変化する中、一般社団法人である公的団体として従前の考え方だけでなく、新たな考え方を取り入れ、前向きにチャレンジしていきたいと考えています。

今後とも国・県の各種支援制度を活用しながら、皆さまと  
ご契約している分収林について、利用間伐の実施や立木販売  
事業を積極的に実施するなど、契約の所期の目的が達成できる  
よう努力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜ります  
よう、よろしくお願い申し上げます。





## ■ 平成30年度の経営改善等の取り組みについて報告

増収対策として契約期間満了に伴う主伐（立木販売）や、利用間伐の積極的な取り組みを行う一方、金利対策・一般管理費対策・森林経営費対策等にも取り組みました。

その結果、事業活動収支の黒字化を継続するなど、第11期経営計画の目標を達成することができました。主な取組成果は以下のとおりです。

### (1) 事業活動収入

①木材販売等収入 (主伐86ha 利用間伐173ha) 157,724千円

### (2) 有利な補助制度の活用

①造林補助事業等 補助金額 150,486千円

②森林整備地域活動支援交付金事業 交付金額 1,546千円

③経営改善事業 補助金額 3,316千円

### (3) 事業活動収益 34,803千円

### (4) 非経済林の契約解除の推進

①スギ・ヒノキ造林 解除面積 58ha (4団地)

②クヌギ造林 解除面積 2ha (1団地)

### (5) 分割割合等変更 (分割割合 6:4 ⇒ 7:3)

①契約変更 契約面積 68ha (7団地)

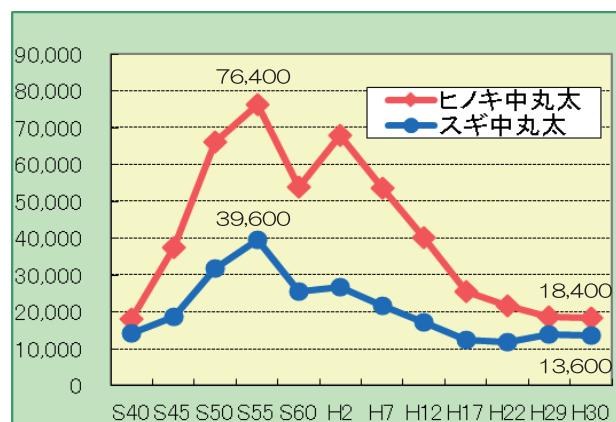
公社営林、教育の森造林、センター造林における造林事業実績は、表1のとおりです。

表1

市町村	保育(ha)	路網(m)	事業費(円)	主な事業地
室戸市	11.69	1,688	19,260,102	地震潰
北川村	9.22	0	6,116,957	タカサデ
香美市	17.71	0	2,829,600	谷相山
越知町	23.43	757	1,263,600	釣井谷
中土佐町	12.72	3,171	23,611,222	若ヶ谷
四万十町	4.68	250	22,813,920	日ノ地
黒潮町	36.17	6,075	43,804,482	又タヲ
四万十市	20.94	2,415	20,718,759	大キサコ
三原村	5.30	1,248	10,047,925	サ山
宿毛市	23.09	5,492	31,168,523	大長山
土佐清水市	33.06	3,065	33,642,119	麻ジリ山
大月町	14.67	2,169	13,326,562	曾地山
計	212.68	26,330	228,603,771	

## ■ 木材価格の推移 (全国平均)

国産材の丸太価格は、昭和55年をピークに下落が続いてますが、近年は横ばい状態となっております。



資料：林野庁「平成30年度 森林・林業白書」

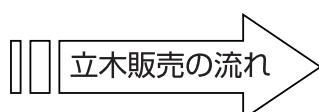


## ■ 主伐（立木販売）について

分収造林契約の満了が近づいてきた山は、下記の流れで立木販売を行い、販売できた山は収益の分配を行います。

しかし、公社が契約した山は、奥地だったり道から離れているなど、搬出条件の悪い地域に所在するものが多く、搬出経費が木材収入を上回ることもあるため、山によっては入札者がいない状況となっています。

販売方法の見直しや、販路の拡大に努めていますが、契約者の皆さまのご期待に添えない事もあることに、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。



① 契約期間終了の5年前に、所有者に立木販売を協議します

② 入札日は、その1ヶ月前にお知らせします

③ 入札結果（落札・不調）をお知らせします

### 落札の場合

分配金をお支払い。木材の伐採・搬出が終了したら、地上権抹消の手続きを行い、分収造林契約が終了します

### 不調の場合

予定価格を見直しながら契約期間終了の2年前までに入札を3～4回実施します。また隨時販売も行い、それでも売却に至らない場合は、所有者に今後の意向確認をいたします

主伐の実績と計画 (一般造林)	平成24～30年度		令和元年度 計画
	7年間の実績	年あたりの平均値	
団地数（件）	38	5	9
面積（ha）	586.5	83.8	95.24
売上（千円）	294,148	42,021	22,630

※平成30年度に販売した山の一部です



高谷東公社営林地  
(安芸郡東洋町)



ホドサコ公社営林地  
(高岡郡四万十町)



小松峠公社営林地  
(幡多郡黒潮町)

## ■ 契約者の皆さまに大切なお願い

契約者の住所や氏名の変更、また相続・売買・贈与等で所有者に変動があった場合は、必ず公社までご連絡をお願いします。

変更のご連絡が無い場合、公社からのお知らせや、協議、分配金の通知などがお手元に届かないため、分配金のお支払いができない場合があります。

また、相続の場合、登記を行わないままだと、相続の権利者数が増え、登記に多くの時間と費用が発生することもありますので、早めの手続きをお勧めします。

登記についてのご相談は、高知県司法書士会（電話088-825-3143）、若しくはお住まいの司法書士会にお問い合わせください。無料相談もあります。



## 高知県からのお知らせ

森林所有者のみなさまへ…

## 令和元年度間伐事業等の支援制度

## 1.施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(國庫事業) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等

区分	作業種	対象林齡	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除 伐	~25年生 (除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	規定無	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林經營計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。	68%
	保 育 伐	A: ~35年生 (保育間伐A) B: 林齡制限なし (保育間伐B)	A: 不用木の除去、不良木の淘汰 B: 伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		※保育間伐を実施する場合は、施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること。	
	搬 出 伐	~60年生 ※森林經營計画に基づく場合は標準伐期間の2倍以下の林齡	不用木の除去、不良木の淘汰 搬出集積	0.1ha以上／施行地	30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林經營計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。	68%
	更新伐	~90年生	不用木の除去、不良木の淘汰 支障木やあばれ木等の倒伐、搬出集積	0.1ha以上／施行地		※間伐・更新伐を実施する場合は、施業実施前に「事前計画書」を提出すること。(森林作業道の計画を含む)	
環境林整備事業	間 伐	C: ~60年生 (保育間伐C)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は寄付や分収契約削除等により公有林化した森林で実施した場合に限る。) ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定活動団体等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する)を除く(ただし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る)。	保安林又は市町村森林整備計画に規定する 公益的機能が高い森林(72%) その他(36%) ※令和元年度で廃止予定

■木材安定制供給推進事業(國庫事業) 下表以外の作業種…路網整備

作業種	対象林齡	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐材生産	【体質強化】 ~60年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等、の伐倒造材、集材搬出集積、積込	0.1ha以上／施行地	30%	【体質強化】 ①素が作成する体質強化計画に明記された「原木供給計画・参画事業実施主(以下、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した森林經營体)	定額(搬出材積に応じて76~152千円/haを加算) 搬出材積: 50m³/ha未満 350千円/ha+間接費以内 搬出材積: 50~70m³/ha未満 (350千円/ha+間接費)+ 76千円以内 搬出材積: 70m³/ha以上 (350千円/ha+間接費)+152千円以内 ※条件により加算が適用できない場合があります。 事前に各林業事務所までご相談ください。
	【成長産業化】 林齡制限なし				②同一林班又は区域内に森林經營計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を經營計画対象森林とするよう努めること。	

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)…造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齡	事業内容	補助要件等	補助率
保育間伐	11~25年生	除伐: 不用木の除去(森林環境保全直接支援事業)	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A+B+C)とする。	定額 35,000円/ha
	11~35年生	保育間伐A: 不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額 35,000円/ha
	11~45年生	保育間伐B: 伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額 30,000円/ha
	11~45年生	保育間伐C: 不用木の除去、不良木の淘汰(環境林整備事業)		定額 23,000円/ha

## 2.自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) 下表以外に…路網整備(500~1,500円/m)など

作業種	対象林齡	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間 伐	11~60年生	公益林保全整備事業(保育間伐)	0.1ha以上／施行地	30%	①森林所有者が設置する協議会に登録した再造林を推進する者が実施する以下の活動 ① 仲介活動 森林所有者の再造林に対する意思確認から再造林を行う事業者への仲介活動	定額 80,000円/ha
	31~60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)	0.1ha以上／施行地		② 森林施業プラン作成 森林所有者ごとの再造林から、その後の維持管理に要する経費と伐採により得られる収入等を試算するための森林調査及び提案書の作成	
					③ 同意取得活動 森林所有者から再造林の同意を得るために行う面談・交渉等の活動	

## 3.再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(人工造林・付帯施設整備・隔年下刈)…造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

■森林資源再生支援事業(再造林の推進)…伐採跡地の森林所有者に対する仲介活動、森林施業プランの提案及び同意取得活動に要する経費。

作業種	補助要件等	補助率
再造林	造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。	・コンテナ苗による再造林: 27%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて95%となる。)
シカ被害防護施設	ただちに、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	・上記以外の作業種: 22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。)
下刈り(隔年)		
再造林の推進	県が設置する協議会に登録した再造林を推進する者が実施する以下の活動 ① 仲介活動 森林所有者の再造林に対する意思確認から再造林を行う事業者への仲介活動 ② 森林施業プラン作成 森林所有者ごとの再造林から、その後の維持管理に要する経費と伐採により得られる収入等を試算するための森林調査及び提案書の作成 ③ 同意取得活動 森林所有者から再造林の同意を得るために行う面談・交渉等の活動	① 仲介活動: 10,000円/森林所有者1人 ② 森林施業プラン作成: 9,600円/ha ③ 同意取得活動: 7,200円/ha

**注** 上記の事業を実施した場合には転用制限期間(5年又は10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記のお問い合わせ先へ連絡してください。

## -お問い合わせ先-

高知県 林業振興・環境部木材増産推進課(間伐担当) 088-821-4602

安芸林業事務所 0887-34-1181

中央東林業事務所 0887-53-0655

横北林業振興事務所 0887-82-0162

中央西林業事務所 088-893-3612

須崎林業事務所 0889-42-2371

幡多林業事務所 0880-35-5977

※もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。



みどりの環境整備支援交付金と公益林保全整備事業には、みなさまからお預かりした森林環境税が活用されています。